

平成14年12月 検定試験

〔No.46〕 自動車分解整備事業者が小型乗用自動車を分解整備したとき、「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、分解整備記録簿に必ず記載しなければならない事項の記述として、**不適切なものは次のうちどれか。**

- (1) 自動車分解整備事業者の認証番号
- (2) 整備主任者の氏名
- (3) 分解整備時の総走行距離
- (4) 分解整備の依頼があった日